

松川町耐震改修促進計画（第Ⅲ期）

令和3年3月

松川町
（長野県下伊那郡）

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 本計画の位置づけと他の町計画との関係・・・・・・・・・・1
- 3 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・6
- 2 耐震化の現状（住宅・特定建築物）・・・・・・・・・・13
- 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定・・・・・・・・17
- 4 要緊急安全確認大規模建築物の目標・・・・・・・・・・18
- 5 公共建築物の耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・19

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・20
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・21
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・23
- 4 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・23

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・24
- 3 パンフレット等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	24
5	自治会等との連携策及び取組み支援策について	24
6	耐震改修促進税制等の周知	25
7	各種認定制度による耐震化の促進	25
第4	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
1	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	26
2	その他	26
別表		27-28

はじめに

1 計画の目的

町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命や財産を守ることを目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）」第5条第1項の規定により、令和3年3月に松川町耐震改修促進計画（第Ⅲ期）（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 本計画の位置づけと他の町計画との関係

本計画は、松川町地域防災計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。（図-1）

（1）「第5次松川町総合計画」

「いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ」の実現を基本目標とする第5次松川町総合計画（改訂版：令和2年度～令和5年度）では、本町が大切に育み財産である「人とのつながり、町民の主体的取組」を政策の基本的考え方の一つに位置付け、町の強靱化を進めています。

本計画は法の定めによるほか、町総合計画を上位計画とする個別計画としても、地震から命を守る建物の強靱化により、町民の生命と財産を守る取組を推進します。

（2）「松川町地域強靱化計画」

令和2年度に策定された「松川町地域強靱化計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」において、「第3章 取り組むべき事項」の中で、地震から命を守る建物の強靱化を3つの重点項目の一つとして、住宅・建築物の耐震化を着実に進めることとしています。

（3）「松川町地域防災計画」

「松川町地域防災計画」において、「第2章 災害予防計画 第1節 災害に強いまちづくり（4）建築物の災害予防」の中で、建築物等の耐震化について示されています。

具体的には、

【防災上重要な建築物の災害予防】

① 既存施設の対策

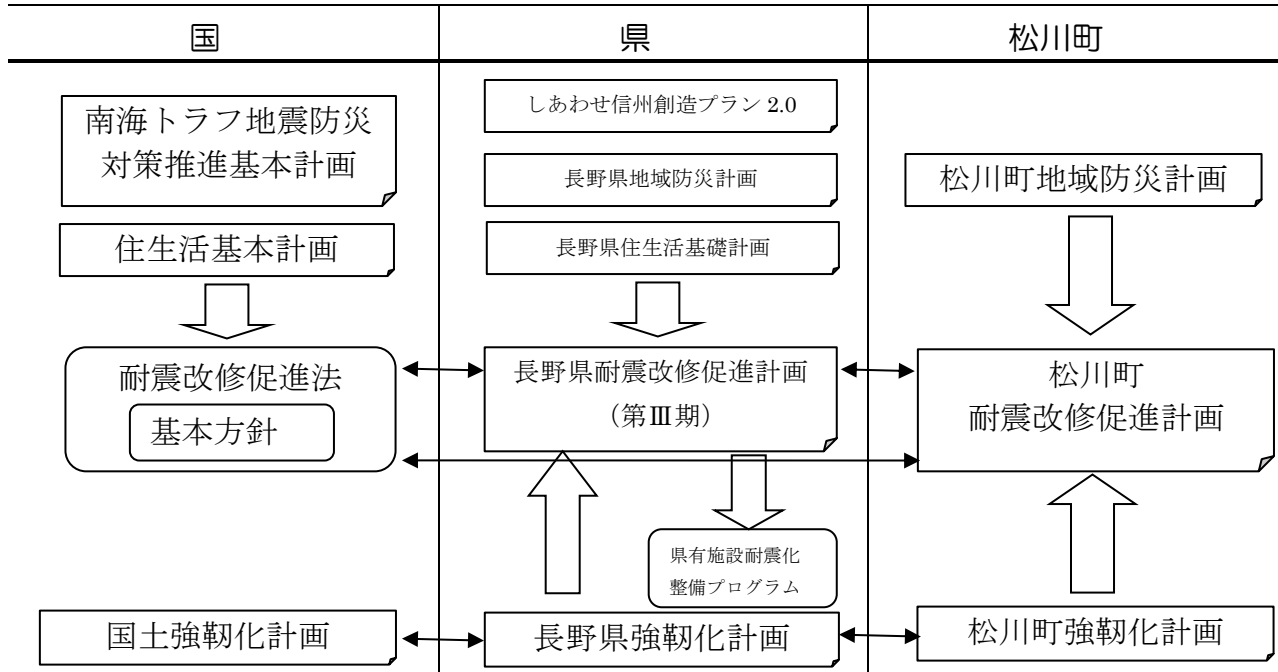
「建築基準法」の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された公共建築物については、震災時の安全性の向上を図るため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強と設備の更新に努めるものとする。

② 一般建築物の災害予防

町は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、次の事項等について広報等を活用して誘導啓発に努める。

- a 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについての耐震診断、改修等
- b 新耐震基準施行以前に建築された特殊建築物の耐震診断
- c かけ地近接等危険住宅移転事業計画の策定、移転事業の推進
- d 建築物の窓ガラスや看板等の落下物による被害を防止するための安全確保
- e ブロック塀等の倒壊を防止するための安全確保

(図-1) 松川町耐震改修促進計画の位置づけ



(参考) SDGs(持続可能な開発目標)の達成への貢献

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17のゴールと169のターゲットです。

誰一人取り残さない持続可能な社会をつくるための「世界共通のモノサシ」として、経済的な利潤の追求、貧困や差別などの根絶、地球環境の保全といった「経済・社会・環境の三側面」の向上を目指して、様々な主体が行動することが求められています。

本計画の取組みは、関連の深いSDGsの視点を踏まえ、県民・NPO、事業者、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、持続可能な社会の実現を目指して推進します。



目標 11 包括的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

3 計画期間等

本計画は、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、近年も平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、さらに、平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生しました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成 23 年 3 月に長野県北部の地震が、同年 6 月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成 26 年 11 月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。



(H23.3)
長野県北部の地震



(H23.6)
長野県中部の地震



(H26.11)
長野県神城断層地震

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約 9 割は建物の倒壊によるもの

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について

ア 平成 18 年 1 月 26 日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。こ

の改正により、

- (ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
- (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
 - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
 - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
 - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
 - d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成 25 年 11 月 25 日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

- (1) 住宅
- (2) 特定既存耐震不適格建築物
 - ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）
 - イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物
 - ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）
- (3) 要安全確認計画記載建築物
- (4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表2参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では松川町の建築物を対象としています。

なお、本計画においては、上記(1)、(2)ア(4)及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、並び(3)に関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています（表1-1、図1-1）。

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています（表1-2）。

（表1-1）想定地震等の概要

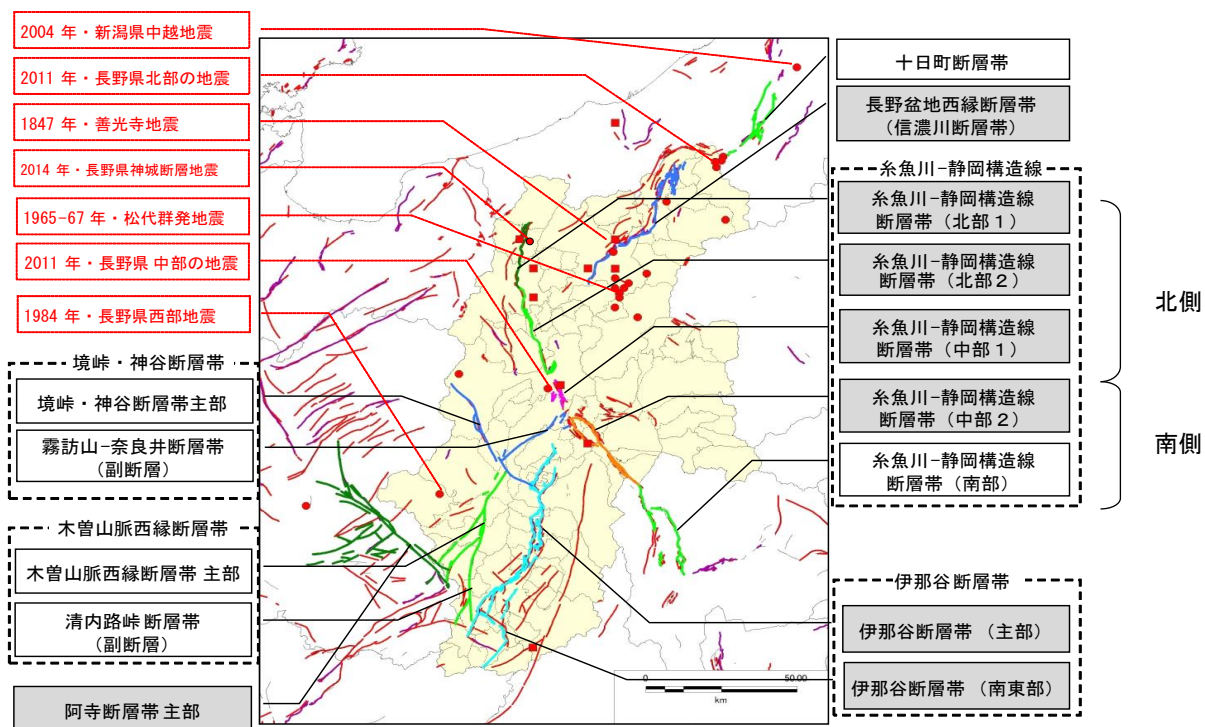
種類	地震名	参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考	
				M _j	M _w		
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震	地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース	
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	文部科学省研究開発局ほか(2010)	全体	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
			北側	84	8.0	7.14	
			南側	66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯（主部）の地震	地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース	
	阿寺断層帯（主部南部）の地震	地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース	
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース	
境峠・神谷断層帯（主部）の地震	地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース		
海溝型地震	想定東海地震	中央防災会議(2001)	－	8.0	8.0	1ケース	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース	内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース	

（注）気象庁マグニチュード（M_j）とモーメントマグニチュード（M_w）について

断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_j）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。M₄～M₈の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長（文部科学大臣）と本部員（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。

(図 1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布(出典:第 3 次長野県地震被害想定調査報告書)



■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940 年代以降、長野県内で震度 5 以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における 主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層(活断層研究会、1991)	■	長野県(2002)の対象地震(活断層帯)

(表1-2) 発生が予想される地震

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川―静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 H28.1 地震調査研究推進本部による。

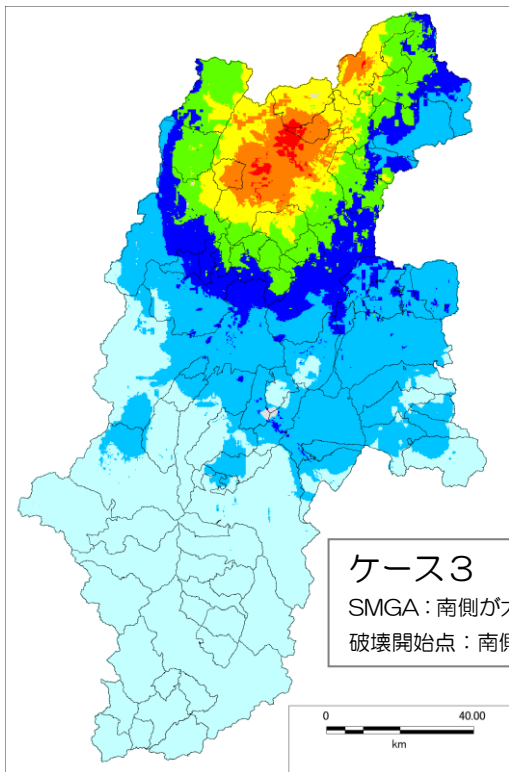
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

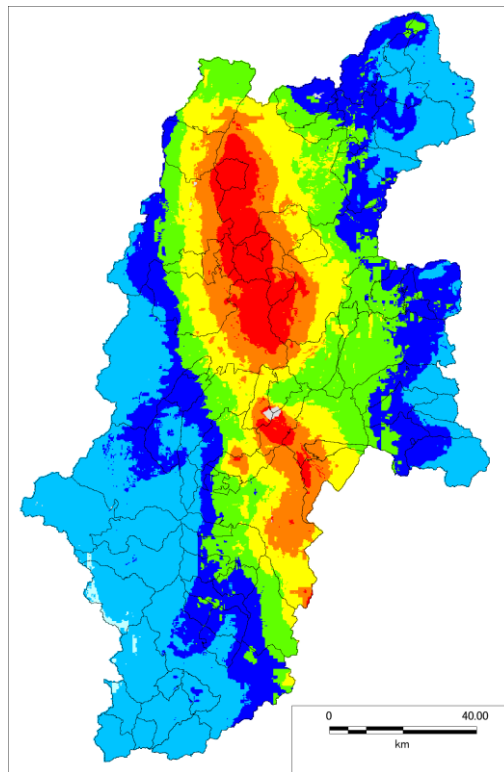
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4から図1-13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

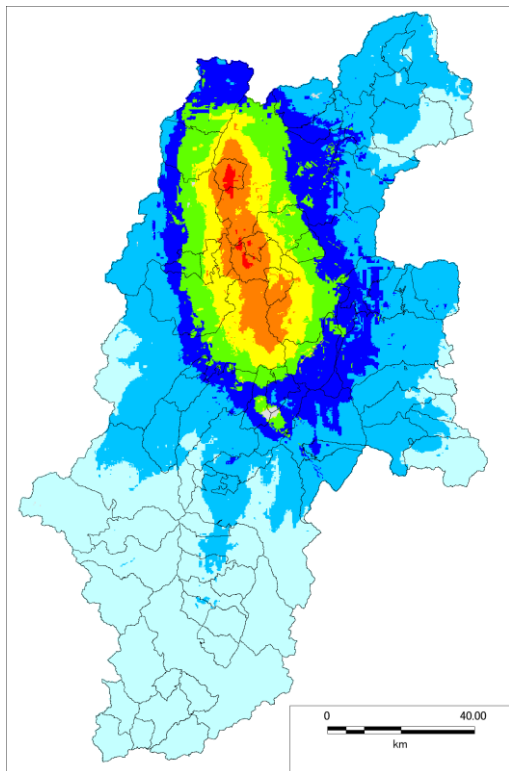
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



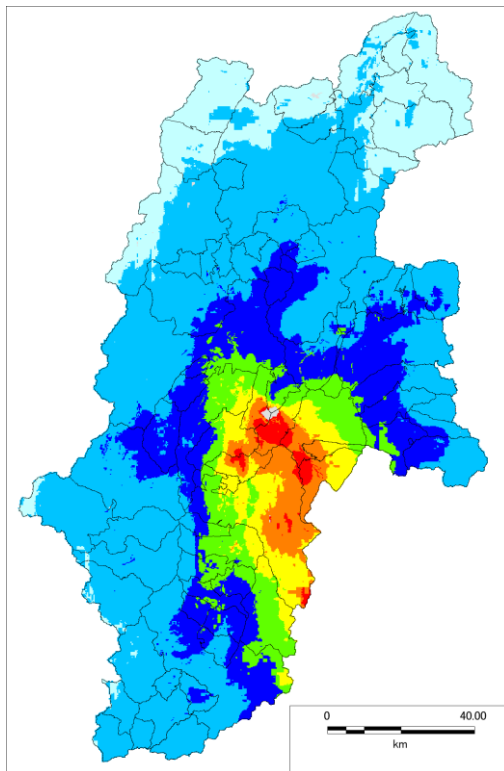
(図1-4)長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-5)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体:Mj8.5)

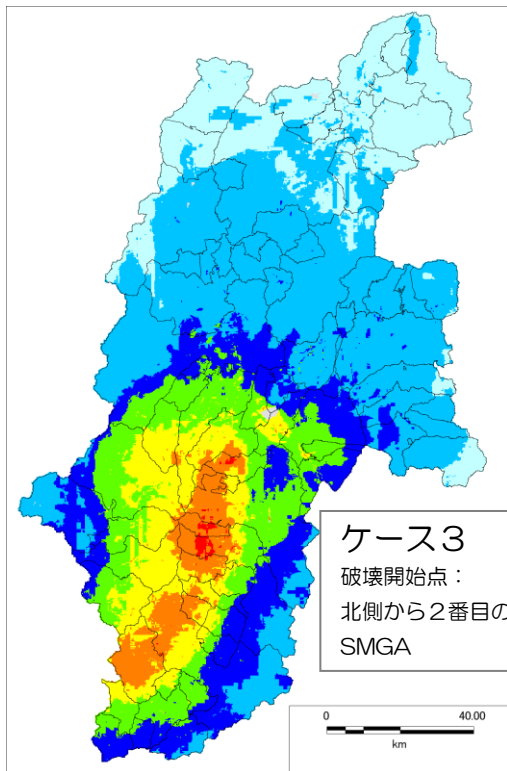


(図1-6)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側:Mj8.0)

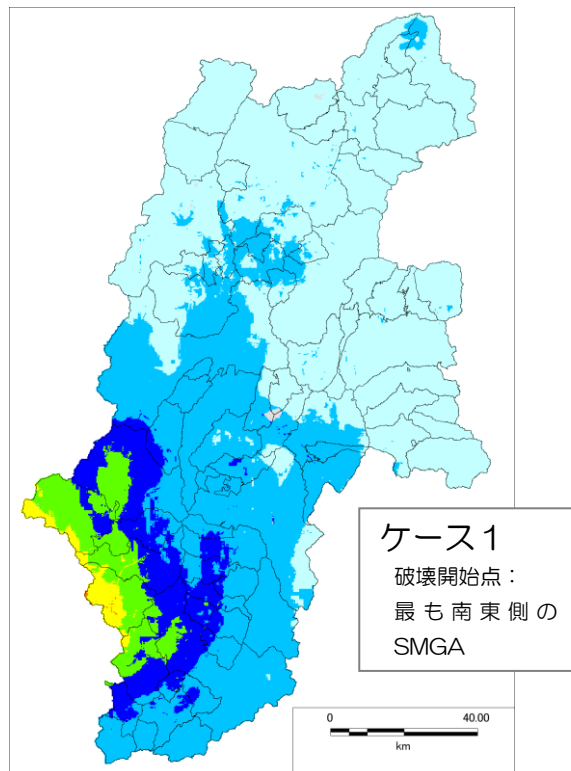


(図1-7)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側:Mj7.9)

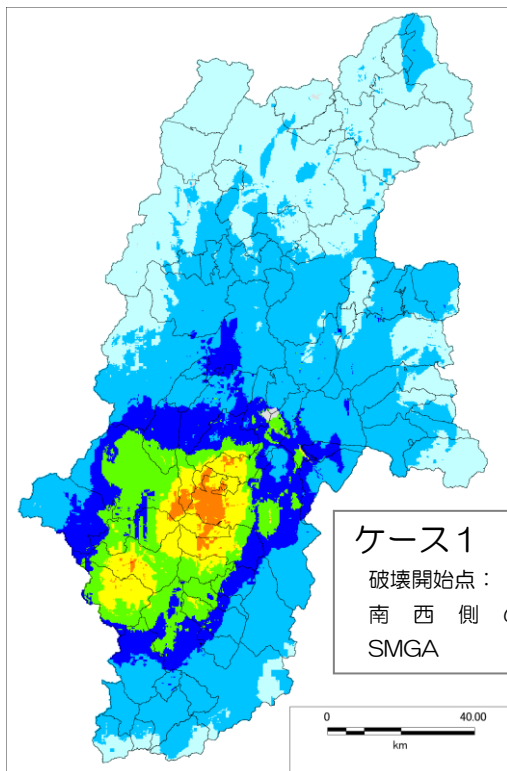




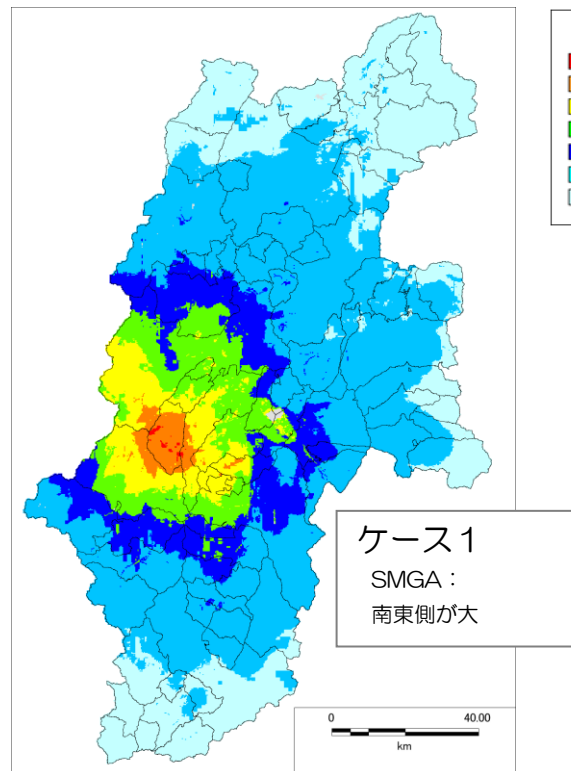
(図1-8) 伊那谷断層帯(主部)
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9) 阿寺断層帯(主部南部)
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10) 木曾山脈西縁断層帯
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布

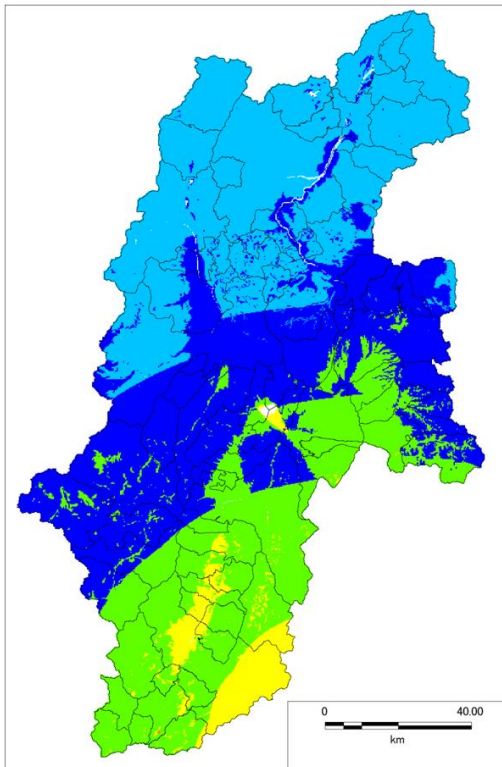


(図1-11) 境峠・神谷断層帯
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

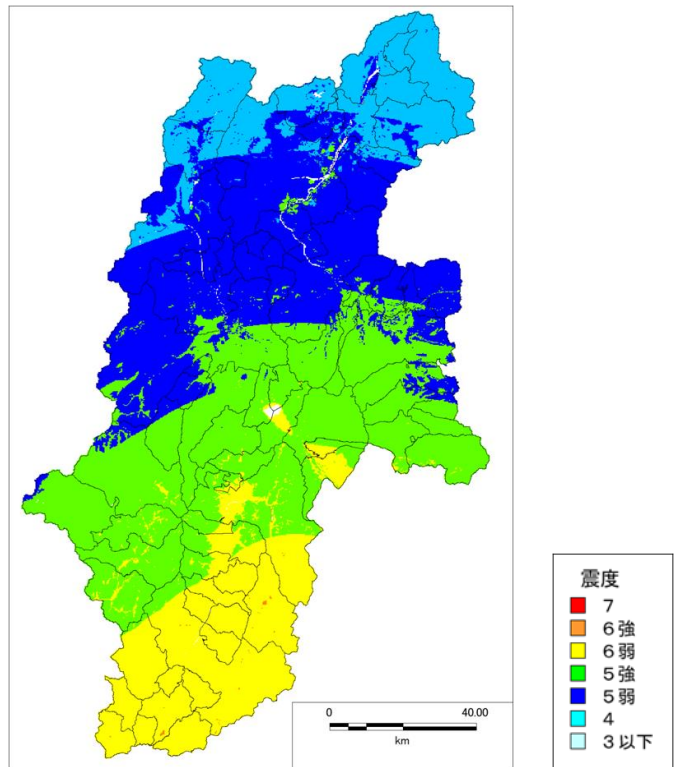


(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3)被害想定(建築物被害)

(単位:棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	-	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	-	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	-	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460	
海溝型地震	想定東海地震		-	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		-	冬18時	強風時	190	1,470
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		-	冬18時	強風時	2,260	20,420

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

(表1-4)被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	-	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	-	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	-	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460	
海溝型地震	想定東海地震		-	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		-	冬18時	強風時	190	1,470
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		-	冬18時	強風時	2,260	20,420

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

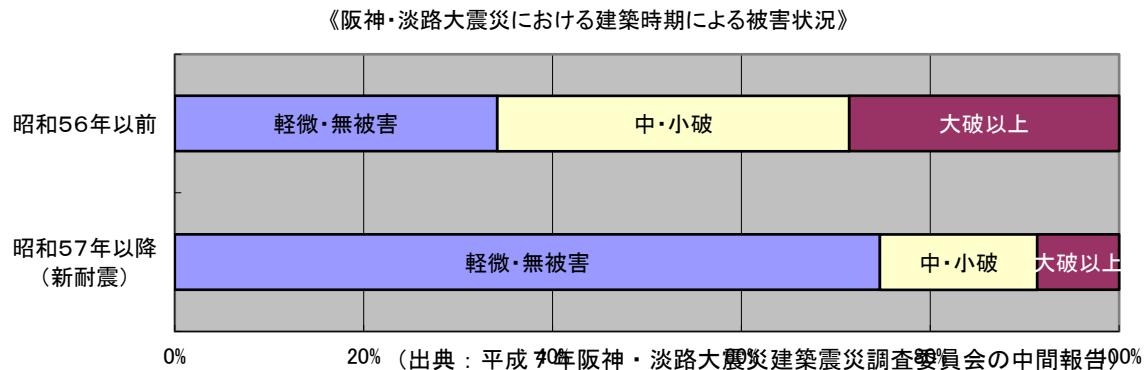
※ 観光客を考慮した場合。

※ ()内は建築物倒壊による死者数等。

2 耐震化の現状（住宅・特定建築物）

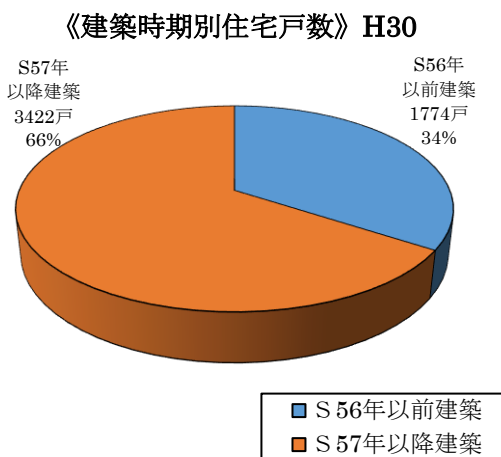
(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準によるもの）について被害が大きかったことが分かっています。（大破及び中・小破の被害があったものが、昭和 57 年以降の建築物では全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものは約 2/3 に達しています。）。



(2) 建築時期別の住宅の状況等

令和 2 年の「固定資産税課税台帳」を基に、本計画の対象とする住宅総数を推定したところ、松川町の住宅総数は、5,219 戸であり、昭和 56 年以前に建築された住宅は、2,353 戸で全体の 47% を占めています。（表 1-5）



(表 1-5) 建築時期別住宅戸数 (単位：戸)

住宅総数 ※	5,219 (100%)
うち昭和 56 年以前建築	2,353 (45%)
うち昭和 57 年以降建築	2,866 (55%)

※ 昭和 56 年以前建築の戸数は、昭和 57 年の固定資産税課税台帳に掲載され、以降滅失等のないものの戸数を基にして補正した数値です。

町内の住宅を建方別にみると、全体の約99%を占める戸建てのうち、約2,345戸が昭和56年以前に建築されています。(表1-6)。

(表1-6) 建法別建築時期別住宅数 (単位：戸)

	住宅数	構成比	うち昭和56年以前建築戸数	住宅数に対する割合
戸建て	5,167	99.0%	2,345	44.9%
その他	52	1.0%	8	0.1%
計	5,219	100%	2,353	45.0%

また、町では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成15年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業(平成30年から住宅・建築物耐震改修総合支援事業に改称)を実施してきました。(表1-7)

(表1-7) 耐震診断・改修の実績 (単位：戸)

耐震診断		H15~25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
住宅	簡易診断	157							157
	精密診断	142	11	10	8	7	10	10	198
	避難施設	—							
耐震改修		36	3	5	5	1	6	6	56

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると2761戸となり、町内における住宅の耐震化率は、現状で64.5%と推計されます(表1-8)。

(表1-8) 住宅における耐震化率の現状 (単位：戸)

住宅総数 (a)	5,219
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	3,633
耐震化率 (c=b/a)	69.6%
昭和57年以降に建てられたもの (d)	2,866
昭和56年以前に建てられたもの (e)	2,353
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	513
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	254
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	1,691

(出典：R2固定資産税課税台帳から推計)

※昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直された(新耐震基準)ため、昭和56年以前と昭和57年以降で分けることが必要ですが、根拠としている住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されており、昭和55年と昭和56年で分かれているため、住宅にあたっては便宜上この区分を採用しています。(以下同じ)。

(4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

町内に、多数の者が利用する特定建築物は 12 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築されたもの 3 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの 1 棟に昭和 57 年以降に建築されたもの 9 棟を加えた、10 棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で 83%と推計されます（表 1-9）。

（表1-9）多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（詳細）

（単位：棟）

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場 共同住宅（賃貸）等	
平成元における棟総数	286	2,012	292	428	4,397	7,415
平成23年における棟総数	291	1,939	291	482	4,504	7,507
令和1年における棟総数 (a)	257	1,912	272	529	4,329	7,229
耐震性を満たすもの (b=d+f)	239	1,893	245	509	3,865	6,751
耐震化率 (c=b/a)	93.0%	99.0%	90.1%	96.2%	89.3%	92.5%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	163	1,056	201	433	3,232	5,055
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	94	856	71	96	1,097	2,214
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	76	837	44	76	633	1,666
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	18	19	27	20	464	548

(5) 緊急輸送道路等沿道建築物の現状

平成26年度、県内を通過する国道153号線全線の調査結果を用いて、県全体の緊急輸送道路沿道の耐震基準別の建築物棟数の推計を行いました。推計によると、法第5条第3項第3号の規定により本計画で定める道路に敷地が接する昭和56年以前に建築された緊急輸送道路等沿道建築物は、3,064棟あります。これらには、平成18年の法改正前は耐震改修促進法において努力義務が課せられていなかったこと等から、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていない建築物が多く存在しています。（表 1-10、表 1-11）

(表1-10) 国道153号線調査結果に基づく旧耐震率と単位あたり棟数

都市計画 区 域	DID	用 途 地 域	路線延長 (km)	旧耐震 (棟)	新耐震 (棟)	不 明 (棟)	合 計 (棟)	旧耐震率	単位あたり 棟数(棟/ km)
区域外	外	指定外	49.2	24	8	12	44	81.8%	0.9
区域内		指定	44.2	21	36	3	60	40.0%	1.4
	21.6		28	16	3	47	66.0%	2.2	
	内	指定外	14.3	75	53	36	164	67.7%	11.5
			0.1	0	0	0	0	-	0.0
合 計			129.4	148	113	54	315	64.1%	2.3

(表1-11) 県全体の推計【国道153号全線の「単位当たり棟数」、「旧耐震率」で推計】

都市計画 区 域	DID	用 途 地 域	路線延長 (km)	通行障害 建築物棟数	旧耐震 (棟)	新耐震 (棟)	旧耐震率	単位あたり 棟数(棟/km)
区域外	外	指定外	1,197.4	1,070	875	195	81.8%	0.9
区域内		指定	852.3	1,158	463	695	40.0%	1.4
	221.2		481	317	164	66.0%	2.2	
	内	指定外	181.2	2,081	1,408	672	67.7%	11.5
			11.4	0	0	0	-	0.0
合 計			2,486.5	4,789	3,064	1,725	-	-
DID内小計			192.6	2,081	1,408	672	-	-

3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定

基本方針において、「住宅の耐震化率について、令和2年までに少なくとも92%を目標とします。令和7年度までに、「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」ことを目標としていますが、本町において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和7年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

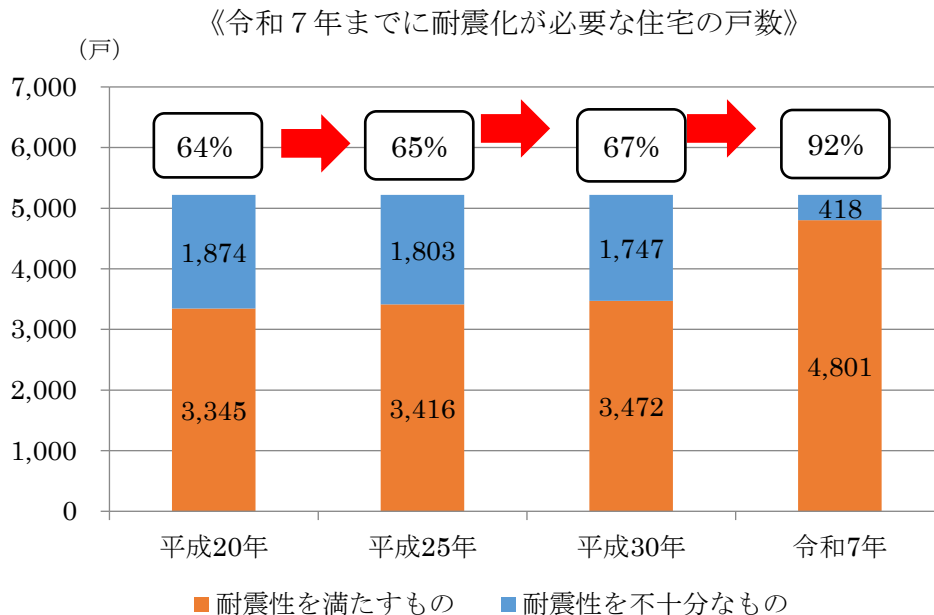
ア 住宅については、耐震化率の目標を92%とします。

イ 多数の者が利用する建築物については、耐震化率の目標を95%とします。

(1) 住宅（目標を達成するために耐震化が必要な戸数）

今後7年間（R3から）においても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）、または人口・の世帯数の減少（世帯数は横這い）により、耐震性を満たさない建築物が減ると予想されるため、建築物全体における耐震化率は向上します。

これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定し、令和7年時点の目標である92%を達成するために耐震化が必要な住宅の戸数を算出します。



(2) 多数の者が利用する建築物（目標を達成するために耐震化が必要な棟数）

また、住宅と同様に、多数の者が利用する建築物においても、これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定し、令和7年までの5年間に耐震化が必要な棟数を算出します。

多数の者が利用する建築物は、前計画期間内において、公共建築物の耐震化が進捗したことにより耐震化率が上昇しました。今後、更なる安全・安心の確保のため、子供たちが利用する施設である学校等（小・中学校、高校、幼稚園・保育所）については、令和3年における耐震化率の目標を定め、重点的に耐震化を進めるものとします。

また、災害時に負傷者等の対応を行う災害拠点病院等や大規模なホテル・旅館については、耐震化を促進するものとします。

子供たちが利用する施設である学校等については、耐震化率の目標を100%とします。

4 要緊急安全確認大規模建築物の目標の設定

要緊急安全確認大規模建築物は、震災による倒壊被害が甚大になる恐れがあるため、今後5年間についても重点的に耐震化を促進し、耐震化を完了させるものとします。

5 公共建築物の耐震化の目標等

町が所有する公共建築物の耐震化については、利用者の安全確保に加え、災害時に、被害情報の収集や災害対策指示、避難場所等として活用、災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、防災対策上の観点から計画的に進める必要があります。

公共建築物のうち松川町地域防災計画に位置付けられた町有施設（以下「町有施設」という。）にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

(1) 町有施設の耐震化の基本方針

町有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物（以下「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進めることとします。

(2) 町有施設の耐震化の現状と目標

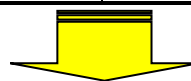
現在、町有施設のうち災害拠点施設等は52棟あり、昭和56年以前に建てられたものが25棟（構成比48%）で、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは22棟で、昭和57年以降に建てられた28棟を加えた50棟が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は96%となります。

町有施設の令和7年における耐震化率の目標は、災害拠点施設等において100%とします（表-12）。

(表 1-12) 町有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状及び目標

(単位：棟)

建築物の分類	本庁舎、支所庁舎、消防署等	小中学校、体育館	病院、診療所	社会福祉施設等	左記以外の用途	合計
総棟数 (a=d+e)	3	24	2	14	9	52
耐震性があると判断されるもの (b=d+f)	3	24	2	13	8	50
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	92%	89%	96%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	3	11	0	10	4	28
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	0	13	2	4	5	25
耐震性を有するもの又は有すると推測されるもの (f)	0	13	2	3	4	22
耐震化が必要なもの (g) ※	0	0	0	1	1	2



令和7年における耐震化率の目標	100%
-----------------	------

※ 上記、耐震化には、除却・改築等を含む。

(3) 耐震化を推進するための計画

町有施設の耐震性能及び老朽度を勘察し、建替えの可能性も視野に入れながら優先度の高いものから順次耐震改修を行います。特に災害拠点施設等の耐震化を迅速かつ効率的に推進するため、4(1)の基本方針に沿って行います。

ア 耐震診断について

令和7年度までに診断を完了させることとします。

イ 耐震改修について

令和7年度までに改修を完了させることとします。

また、建築物の用途等による優先順位を定め、緊急度の高いものから、順次、

耐震改修を実施します。

(4) 耐震診断結果の公表等

町有施設にあっては、耐震化の状況を、別途町のホームページ等で公表することとします。

6 避難施設の耐震化について

町地域防災計画に位置付けられた避難施設には、前出の「多数の者が利用する建築物や公共建築物に該当しないものがあります。

〔具体的には、自治会集会所など合計 65棟が該当します。

これらの耐震診断や耐震改修も、本計画に合わせて順次進めていくこととします。〕

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとし

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図2-1）

ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コスト問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。また、補強工事の負担感が大きい又は優先順位が低いといった課題があります。住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により耐震診断や耐震改修に積極的に取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

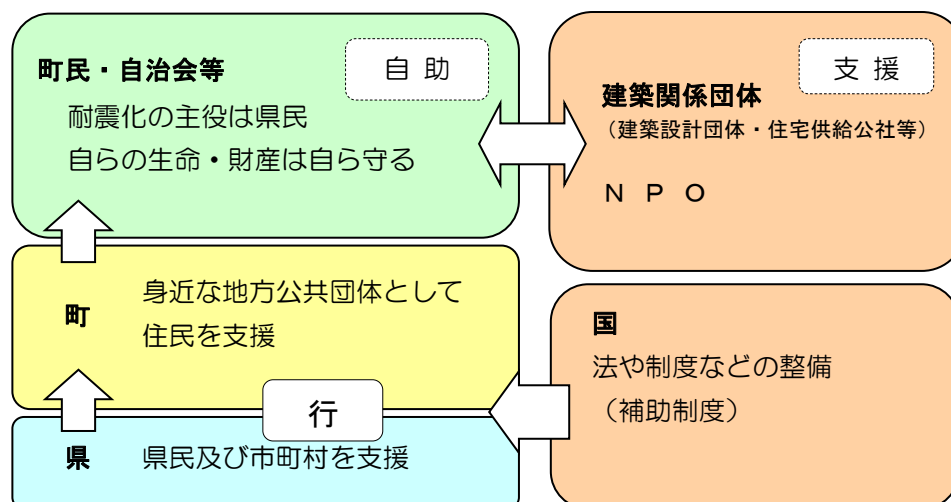
イ 建築関係団体等

建築関係団体やNPOにあたっては、町民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが望まれます。

ウ 町

町は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとし

（図2-1）耐震化の推進のための役割分担



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅に関する支援

ア 補助事業当の実施

県においては、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成15年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（補助事業）を実施してきました。

町民が耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、昭和56年以前の住宅及び避難施設となる建築物について、耐震診断及び耐震改修等に対し引き続き支援していきます。

（表2-2）の概要

区分	耐震診断	耐震設計	耐震改修 （現地建替含む）
対象建築物	昭和56年以前の住宅		昭和56年以前の住宅
	木造戸建	木造戸建	
助成内容	市町村が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震設計に要する経費に助成	耐震改修工事に要する経費に助成
補助対象経費	6.5万円／戸	30万円／戸	改修工事費の8割 （補助限度額100万円／戸）
補助率	国 : 1／2 県 : 1／4 市町村 : 1／4	国 : 1／3 県 : 1／6 市町村 : 1／6 所有者 : 1／3	国 : 40% 県 : 20% 市町村 : 20% 所有者 : 20%

イ アクションプログラムの策定による取組支援

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、市町村における「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という。）の策定を支援し、耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取組の強化を推進します。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、従来の啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知のほか、所有者へのダイレクトメール等により、耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取組をします。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法、耐震改修促進税制に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、町に「耐震改修相談窓口」を設置しており、耐震改修等に関する相談を引き続き対応していきます。

また、県では耐震診断等に関する知識、技術を修得するための「長野県木造住宅耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿の閲覧や紹介などを行っています。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけています（表2-9）。

(表2-9)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数（H27.12.31現在）	2,153名
-------------------------------	--------

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震によるブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者や財産の損失が発生します。転倒による災害から住民の生命及び財産を保護するため、経費の一部を補助金として補助しています。

① 険ブロック塀等撤去事業

危険ブロック塀等を撤去する場合に、撤去に要する費用と、ブロック塀の延長1メートルあたり1万円で計算した基準額のうち、少ない方の2/3で、15万円が限度額。

① 険ブロック塀等補強事業

危険ブロック塀を安全な壁に改善する場合に補強に要する費用の2/3で、10万円が限度額。

② 険ブロック塀等改修事業

危険ブロック塀を撤去後、新たに安全な工作物等に造り替える場合に、改修に要する費用の1/2とブロック塀の延長1メートル当たり3万円（撤去2万円、築造1万円）で計算した基準額のうち、少ないほうの2/3で30万円が限度額。

(2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

(3) エレベーターの閉じこめ防止対策等

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事

案が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防部局と連携して進めます。

(4) 宅地の耐震対策

宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、宅地の耐震対策を周知・促進します。

5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、災害危険住宅対策事業等を活用し、安全な住宅への建て替えや移転による耐震化を推進します（表2-12）。

（表2-12）事業の概要

区 分		【事業名】概 要	補 助 率		
			国	県	市町村
危険住宅の移転等 除却、新築・移転 先の土地の購入等	除却補助 ・ 利子補給	【災害危険住宅対策事業】 危険住宅を除却し、安全な 住宅の建て替えの促進	1/2	1/4	1/4

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

県・他市町村・建築団体と連携し、耐震対策への意識啓発と耐震化の必要性について理解を深めるよう住宅・建築物の所有者への啓発の強化を行うものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、松川町において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

町に設置されている相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、チラシの配布や広報誌、パンフレット、ポスター、ホームページなどの機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

さらに、住宅所有者への直接的な情報提供がより有効であることから、耐震診断未実施の所有者に対するダイレクトメール等による啓発、耐震診断支援をした所有者に対しては、診断結果報告時等の機会をとらえ、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの提示、改修費用の目安の提示等を合わせて行うことを推進します。

3 パンフレット等の配布

住宅の簡易耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレット等を配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、自治会等の求めに応じて、耐震化の必要性や支援策などを説明するなど出前講座等を実施します。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修や水回りの更新、バリアフリー工事等の各種リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

5 自治会等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、町において啓発や必要な支援を行います。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和2年4月現在）。こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

7 各種認定制度による耐震化の促進

平成25年の法改正により、建築物の耐震化を円滑に進めるための促進策が講じられました。これら制度を積極的に活用して、耐震化を促進します。

(1) 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率の特例（法第17条）

法改正により、認定を受けることのできる耐震改修工法の拡大が図られるとともに、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、耐震改修計画の認定を受けることにより、容積率や建蔽率の特例措置が認められ、建築物の円滑な耐震化を図ります。

(2) 建築物の地震に対する安全性の認定・表示制度（法第22条）

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物の所有者は、その建築物や広告等に認定を受けた旨を表示することができます。

この認定制度は建築物の所有者からの申請に基づく任意のものであるため、表示がされていないことをもって、建築物が耐震性を満たさないこととはならないことについて正しく周知するとともに、公共建築物については表示制度を積極的に活用し、制度の周知を図ります。

(3) 区分所有建築物の議決要件の緩和（法第25条）

耐震性が確保されていない区分所有建築物の管理者等は、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、区分所有法による共用部分の変更決議要件が3/4から1/2に緩和されます。

第4 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、県及び関係団体等との協議会の設置について検討します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、5年後に見直すこととします。

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル又は旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎 又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物		

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上
ホーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物